

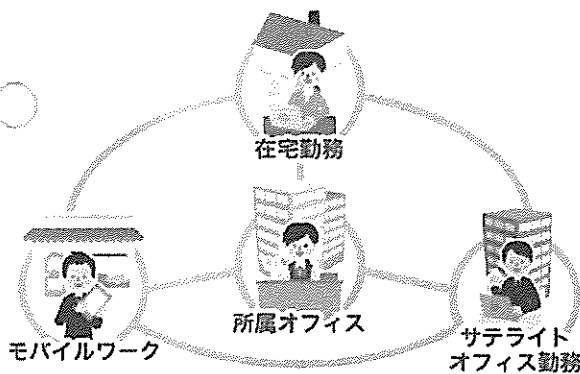
# テレワークを活用してみませんか

テレワークは、

情報通信技術を活用し、  
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方 です。

本来勤務する場所から離れて、自宅などで仕事をするにより、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワークライフバランスの実現を図ることができます。

## テレワークの形態



### 在宅勤務

自宅を就業場所とする働き方です。通勤負担が軽減され、時間を有効に活用することができます。

### モバイルワーク

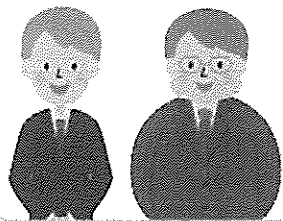
移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。時間を効率的に活用できます。

### サテライトオフィス勤務

所属オフィス以外のオフィスやワーキングスペースを利用する働き方です。業務に集中できる環境で就労できます。

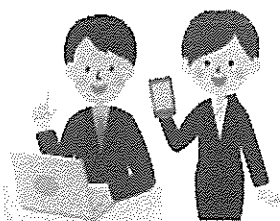
## テレワークの効果

企業  
(経営者・推進担当者)  
の感じる効果



- 効果Ⅰ 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 効果Ⅱ 資料の電子化や業務改善の機会となった
- 効果Ⅲ 通勤費やオフィス維持費などを削減できた
- 効果Ⅳ 非常時でも事業を継続でき、早期復旧もしやすかった
- 効果Ⅴ 顧客との連携強化、従業員の連携強化になった
- 効果Ⅵ 離職率が改善し、従業員の定着率向上が図れた
- 効果Ⅶ 企業のブランドやイメージを向上させることができた

従業員  
(テレワーク実施者)  
の感じる効果



- 効果Ⅰ 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 効果Ⅱ 集中力が増して、仕事の効率が良くなった
- 効果Ⅲ 自律的に仕事を進めることができる能力が強化された
- 効果Ⅳ 職場と密に連携を図るようになり、これまで以上に信頼感が強くなった
- 効果Ⅴ 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

# テレワークの導入を支援します

厚生労働省では、企業のテレワーク導入を支援するため、以下のような取組を実施しています。

## テレワーク相談センター

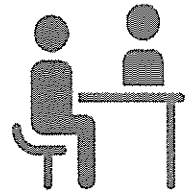
テレワークの導入に関する様々な相談に無償で対応します。



T E L	0120-91-6479
メー ル	sodan@japan-telework.or.jp
住 所	東京都千代田区神田駿河台1-8-11
U R L	<a href="http://www.tw-sodan.jp/">http://www.tw-sodan.jp/</a>

## 訪問コンサルティング

テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。



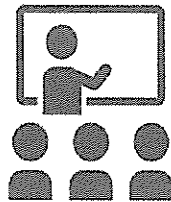
### 【コンサルティング内容】

- ◆ テレワーク規定の整備に関すること
- ◆ テレワーク時の労働時間管理に関すること
- ◆ テレワーク時の人事評価に関すること

【申し込み先】テレワーク相談センター

## テレワークセミナー

テレワークをする際の労務管理のポイントや活用事例の紹介など、セミナー形式で必要な情報を提供します。

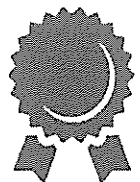


労務管理やセキュリティ面での課題などに関して個別相談会も実施します。

## テレワーク推進企業等

### 厚生労働大臣表彰

### ～輝くテレワーク賞～



テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランス実現などの成果をあげた企業等を表彰し、先進的な取組を広く社会に周知しています。

セミナーや輝くテレワーク賞の詳しい情報はホームページを参照ください。

<http://kagayakutelework.jp/>

輝くテレワーク賞

厚生労働省



## 職場意識改善助成金（テレワークコース）

在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援するための助成金制度です。



### ＜対象事業主＞

テレワークを新規で導入する中小企業事業主  
又は

テレワークを継続して活用する中小企業事業主  
※過去に支給を受けたことのある事業主も2回まで支給を受けられます

### ＜助成対象＞

- 就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用
- テレワーク用通信機器の導入・運用、クラウドサービス使用料など

### ＜支給額＞

テレワークの導入等に要した経費の一部を支給します（1事業主につき最大150万円）

支給額は、①～③のうち一番低い額

- ① テレワークの導入等に要した経費 × 補助率（成果目標達成時は3/4、未達成時は1/2）
- ② 1企業当たりの上限額（成果目標達成時は150万円、未達成時は100万円）
- ③ テレワークの実施者数 × 1人当たりの上限額（成果目標達成時は15万円、未達成時は10万円）

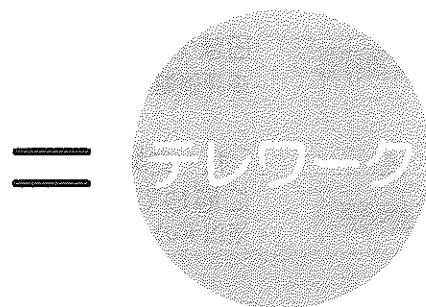
※成果目標：申請者が積極的にテレワークを実施したか、テレワークによって有給休暇の取得促進又は時間外労働の削減の成果を上げたかといった観点から設定するもの

＜申請先＞ テレワーク相談センター（手続等の詳細はホームページを参照ください。）

# 「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

労働時間等の設定の改善※及び仕事と生活の調和の推進のため、  
在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む  
中小企業事業主を支援します！

- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい



平成  
28年度  
から

- 短時間のテレワーク実施の場合も助成対象となりました
- 1事業主当たり2回まで支給を受けられるようになりました

※ 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

## 対象事業主

### ① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

### ② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

## 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 助成内容

1

### 支給対象の取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。  
取組に要した費用を助成します（裏面の4. 支給額を参照ください）。

<input type="checkbox"/> テレワーク用通信機器の導入・運用※ (例) web会議用機器、 社内のパソコンを遠隔操作するための機器 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません	<input type="checkbox"/> 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
<input type="checkbox"/> 保守サポートの導入	<input type="checkbox"/> 労務管理担当者や労働者に対する 研修、周知・啓発
<input type="checkbox"/> クラウドサービスの導入	<input type="checkbox"/> 外部専門家(社会保険労務士など) による導入のためのコンサルティング

## 2 成果目標

「1. 支給対象の取組」を実施する際は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください（達成状況に応じて支給額が変わります）。

①	評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
②	評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
③	年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

## 3 評価期間

「2. 成果目標」の達成の有無は、事業実施期間（事業実施承認の日から平成30年2月15日まで）の中で、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

## 4 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部※を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

※以下の「対象経費」に該当する費用が対象です

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 <small>（注）契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」の間の経費のみが対象</small>	対象経費の合計額 × 補助率 （上限額を超える場合は上限額※） ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	15万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

### <支給例>

労働者100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり20万円の機器を導入する場合

所要額 20万円×5人 = 100万円

○成果目標達成の場合 → 15万円×5人 = 75万円を助成

●成果目標未達成の場合 → 10万円×5人 = 50万円を助成

## 利用の流れ

① 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（金））

※ 後日、厚生労働省から事業実施承認通知書が送付されます

② 事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

③ 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請（締切は2月末日）  
※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

## テレワーク相談センター

※職場意識改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人日本テレワーク協会により行われています。

テレワーク 相談 検索

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

電話：0120-91-6479

URL：<http://www.tw-sodan.jp/>